

議事日程第4号

平成27年3月5日(木)

第1 議案上程(議案第3号から第42号まで)

質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

第3 請願上程(請願第4号から第6号まで)、常任委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	木元 義博
主席主査	湊 智志
主席主査	杉本 一也
主席主査	夏井 大助

地方自治法第121条による出席者

市長 渡部 幸男

副市長 伊藤 正孝

教 育 長	杉 本 俊比古	監 査 委 員	湊 忠 雄
総務企画部長	山 本 春 司	市民福祉部長	船 木 道 晴
産業建設部長	原 田 良 作	教 育 次 長	目 黒 重 光
企 業 局 長	安 藤 恒 昭	企画政策課長	菅 原 信 一
総 務 課 長	藤 原 誠	財 政 課 長	佐 藤 盛 己
税 務 課 長	鈴 木 金 誠	生活環境課長	渡 部 源 夫
健康子育て課長	伊 藤 文 興	介護サービス課長	水戸瀬 重 孝
福祉事務所長	夏 井 正 士	農林水産課長	中 田 和 彦
観光商工課長	飯 澤 主 貴	建 設 課 長	三 浦 秋 広
病院事務局長	杉 山 武	会 計 管 理 者	天 野 綾 子
学校教育課長	鈴 木 雅 彦	生涯学習課長	加 藤 秋 男
監査事務局長	畠 山 喜代和	企業局管理課長	松 橋 光 成
選管事務局長	(総務課長兼任)	農委事務局長	(農林水産課長兼任)

午前10時01分 開 議

○議長（三浦利通君） 皆さんおはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

議案第3号から第42号までを一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第3号から第42号までを一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

16番小松穂積君の発言を許します。16番小松議員

○16番（小松穂積君） おはようございます。

私から、議案第20号及び第21号について、質問をしたいと思います。

議案第20号は、男鹿市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてであります。議案第21号は、男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、この2件でございます。

はじめに、男鹿市いじめ問題対策等の関係でございますけれども、私は今の教育行政の現場の中で、大きないじめが発生していないというふうに見ております。この、いじめ防止対策推進法なるものが平成25年に出されておりました、それを受けてというふうなことだと思っておりますけれども、背景には、世間でいろいろといじめ問題が社会問題化され、非常にこう心配される部分だとか、それから新聞紙上でも大きく取り上げられる事例があるわけでありまして、本市においては、そういうことが余りないと思っておりますし、条例までつくる必要はないのではないかというふうに思っているところであります。そうは言いながらも、いじめ防止対策推進法なるものが出ておりますので、その中身はどういうことなのか。その背景は今話しましたように、いじめによる自殺、あるいは登校拒否等が、ほかでは出ているので、どこの市でもそういう条例をつくっておいた方がいいのではないかという趣旨かもしれませんが、私自身としては、必要のない条例というのは余りつくっておかなくてもいい

いんではないかなというふうに思っているところです。

中身を見てみましても、推進協議会なり、あるいは防止のための事件、事件と言いましょうか、そういういじめが起きたとき、どういう対策・対応をするのかというふうな協議会、委員会でしょうか、そういう二つの委員会も含まれておりますので、いじめ防止のため、防止策と、この条例があると非常に防止策にも有効に働くというものであれば、まあそうなのかもしれませんけれども、現在男鹿市では、学校支援員を置いたりですね、それから、先生方からも負担だという部分もあると思ひ、そういう支援員なども置きながら、そして、そういういじめ防止対策、あるいは教育の向上、勉学の向上をですね、図っているというふうに私は受けとめております。そういう面から、特に必要はないのかなというふうなこと。

それから、さらにですね、もしこれをやるとしても、委員の選任というのが、非常に精神的な方だとかですね、それから弁護士の方だとか、そういう方を、つくるとすれば、そういうことの委員の対象者が出てくると。で、非常に本市においても弁護士、私はいないところ思っているわけですがけれども、そういうふうなことで非常に、事務的にも非常に大変なことが起きるだろうし、あるいは、そういう委員会が設置されますと、当然2回開催するというふうなことも書いておりますし、そういう事務的にも非常に大変だろうというふうな部分もあります。

それから、設置されますと、当然にその会議も開かなければいけないだろうし、その後のことについても、当然、議会なり、あるいは教育委員会の方からでも、そういう中身についての議論のあり方など、中身などもまた精査されていくことだというふうに思うわけでありまして、そんなことを少し考えますと、余りやらなくてもいいのかなというのが私の感じるところです。したがって、そのことについて教育委員会としてどういうことを考えているのか。

通告してありますので、もう一つだけ申し上げますが、議案第21号で日当6千円という表示もされております。したがって、それも当然お金のかかることでありますから、そのお金の捻出はどのようなふうな形になっているのかですね。国がやれということであれば、通常であればそれにかかる費用の一部を措置するというのが通例でありますけれども、本県の場合、それはどのようなふうな形になっているのか。この点についてお伺いいたします。

○議長（三浦利通君） 杉本教育長

【教育長 杉本俊比古君 登壇】

○教育長（杉本俊比古君） おはようございます。

小松議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、いじめ防止対策推進法の内容ということでございます。

今、議員からお話がありましたように、平成25年にこの法律ができたということでございます。この中のポイントを申し上げますと、まず一つは、このいじめが当該、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、もうこれはいじめであるというふうに明確に定義しているということでございます。そして、学校とか地方公共団体、教育委員会等々の責務を規定しているわけですが、その中に保護者についても規定をしております、子どもの教育について一義的に責任を有する立場にあると。で、規範意識の醸成だとか、そういういじめからの保護だとか、あるいは学校などの対策についての協力だとか、そういったような保護者の責務についても明確に規定をしているということが、今回の動きのポイントであろうというふうに思っております。

このいじめの対応についてでございますけれども、議員から今お話いただいたように、教育委員会としても学校としても、これまでもそれこそ未然防止、あるいは迅速対応ということで取り組んできたところでございますけれども、こういういじめに関するさまざまな情報交換、あるいは対応の検討、そういったことについて、地方公共団体、あるいは学校というふうにあるんですけれども、地方公共団体が学校とか教育委員会とか児童相談所、あるいは法務局だとか警察、そういったいじめに対する対応にかかわる関係機関で構成される、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができると。これが、できる規定でございますけれども、対応機関のまず最初の段階での組織でございます。

ここでは当然、いろいろ報告だとか迅速な対応だとか、そういったことについて話し合われることになるわけでございますけれども、その中で、重大な事態が発生した場合、これは、それこそ生命だとか心身、あるいは財産に対するその重大な被害が生ずる、あるいはいじめによって、今お話がございましたが、相当期間、欠席を余儀なくされている、そういったような疑いがある場合に、そういう事実関係を明確にする

ための調査を行う機関を、この地方公共団体では設置しなければならないと。これは必置というふうにうたわれております。

この後に、その調査結果は当然首長に報告されるわけですがけれども、その首長の判断によって、さらにこの調査について再調査が必要であると。その再調査の結果を踏まえて措置が必要であると。そういったようなことにつきましては、いじめ調査委員会という組織で、検討する組織をつくると。これは、できる規定でございます。

できる規定で言いますと、最初のいじめ対策連絡協議会、そして必置ということで申し上げますと、重大事態に対しては、いじめ対策委員会という組織、その結果を受けて、こういう再調査が必要だという、いじめ調査委員会については設置することができるという、組織的にはこういう流れになっておりまして、これがいじめ防止対策推進法の骨子であるというふうに思っているところでございます。

本市のいじめの実態というお話がございました。それこそ、いじめ問題が社会問題化して、学校などでもこのいじめ問題に対する認識が非常に敏感になっておりまして、軽微なものもしっかり拾い上げるというようなこともございまして、平成23年には小中合わせて5件、平成24年には、今申し上げましたようなことから考えておりますけれども、平成24年には17件というふうにふえておりまして、さらに平成25年には7件、そして平成26年は、1月段階ですけれども10件というふうに確認をされております。それは、主には冷やかしかだとか、からかいだとか悪口といったような軽微な内容でございまして、学校の対応で解決しているのがほとんどでございまして、近いところの例では、市内の運動部の生徒が仲間からのLINEによるいじめ、今の時代をあらわした問題でございましてけれども、LINEによるいじめで、それこそ非常に心の苦痛を感じたということで、男鹿市内でございましてけれども他の中学校に転校したと、こういうようなケースもございました。大多数は、申し上げましたように軽微なもので、学校の対応で解決をしているということでございます。

そして、この委員の選任でございますけれども、最初申し上げました、できる規定の中で、できる規定ではございますけれども、法律の中で明確にうたわれておりますのは、警察署の職員だとか、あるいは人権擁護委員だとか、そういうはっきりしたうたい方をされているところでございまして、そういう方々で、さらにはPTA会長だとか学校関係の職員だとか、あるいは教育委員会の附属機関でございます教育相談所

の相談員だとか、そういう方々で、まずはこのいじめ問題対策連絡協議会を設置したいというふうに考えております。

それから、重大事態が発生したときにということで、いじめ対策委員会につきましては、弁護士、医師、学識経験者、スクールカウンセラーと、法律にうたっております心理、福祉の専門家というようなことだけ規定はされておりますけれども、そういうことを踏まえて、このような構成を考えているところでございます。弁護士というお話もございましたけれども、男鹿市の顧問弁護士だとか、あるいは男鹿みなと総合病院の医師、あるいはスクールカウンセラーだとか、そういった方々を想定しております、委員を選任することはできるというふうに思っているところでございます。さらにその後の男鹿市いじめ調査委員会につきましても、法律の中には、やっぱり心理、福祉の専門の方など、その他関係機関というふうに書いておりますけれども、そういう今申し上げました立場の方々で、いじめ対策委員会以外の方々の中から選任をしたいというふうに思っているところでございます。

このような組織をつくらなくてもいいのではないかと、教育委員会としてどう考えるかというお話でございました。このことにつきましては、この条例のきっかけというのは、議員ご承知のとおり平成23年の大津市のいじめ問題、そのいじめ問題に絡んで学校の対応だとか教育委員会の隠ぺい体質というふうな報道もありましたけれども、そういうこと、あるいは責任の所在の曖昧さ、そういったようなことがさまざまな形で指摘をされまして、今回このいじめ問題防止対策推進法につながっていったんだろうというふうに理解をしております。

男鹿市の実態は、今申し上げたとおりでございますけれども、今の社会情勢の中で非常にこう、いつどこで何が起きてもというような、本当に残念な傾向にあるというふうに認識しておりますので、本当に万一、そういうケースが発生した場合に迅速に対応できる体制をしっかりと整えていきたい。命にかかわることでございますので、しっかりと備えておきたいというのが今回提案させていただいた理由でございます。よろしく申し上げます。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。16番小松議員

○16番（小松穂積君） 背景等、それから条例の中身等につきまして詳しくご説明をいただきまして、ありがとうございました。私自身も、全体的に不要論を唱えたわけ

でありますけれども、今、教育長のお話で、44ページの第3章、男鹿市いじめ対策委員会、これは必置事項だということでもありますから、それはいくら本市の自立性と言いながらも、これはやっぱり国と連携してやらざるを得ないのかなというふうに感じたところです。したがって、私自身はですね、男鹿市の教育、あるいは教育現場は、小さいいじめはあるけれども、社会問題化されるような大きいいじめがない。そういう市である。そういう学校環境にあるのが男鹿市であるというふうに言いたくて、このことを発言させてもらってるわけです。つまりですね、いじめ防止法をつくるということは、あそこで何かがあったんでしょと、こう市民から見られるのが私は怖くて、そういうのを必要ないでしょうという言い回しをさせていただきました。そういう思いであります。しかしながら、国の法律上、必置事項だとすれば、これは置かざるを得ないのかなというふうに感じたところであります。

あと、中身については、それぞれ常任委員会の委員の方もおりますので、それはそちらに譲るとしても、あと、他の中学校へ転校したという事例があるということでもあります。どうぞ、あと答えはいりません。いろんな諸問題あるんですけども、件数の問題もありましたけれども、この件数というのはですね、教育長が今お話しされたように、重大なのか軽微なのかって、なかなかこれは範囲難しい問題だと思っていますし、それからもう一つは、非常にこの法律が去年できたりして、学校現場もシビアになって、ちょこっとしたこれもいじめにカウントするという、真面目な先生がいてですね、そういうので件数がふえてると。これは私も理解はしてますが、ただ非常に難しい問題で、軽微だからいいとかというものでもないのかもしれないし、非常にメンタルのところ難しい部分があるこのいじめ問題ですけども、とはいえ、一般的に大人が見る目で、家庭なり、あるいは社会、あるいは学校現場で少しかう注意なりすれば阻止できるというものであれば、それは、そこへ大人が気を遣えばいいのかなというふうに思っています。

したがって、この後、重大なものがぜひ出ないように、監督をひとつよろしくお願い申し上げまして質問を終わります。

○議長（三浦利通君） 杉本教育長

【教育長 杉本俊比古君 登壇】

○教育長（杉本俊比古君） 先ほど、「男鹿みなと総合病院」と申し上げましたけれど

も、「男鹿みなと市民病院」の間違いでございました。訂正をさせていただきます。

今、議員のお話にございましたが、本当に、先ほど申し上げた件数は、子どもたちにいわばアンケート調査として、そういう心が痛んでる、そういうような経験をしたかというような問いかけでございますので、子どもたちがそういうふうを受けとめたものは全部計上しているということで言いますと、対策推進法の趣旨に合ってるのかなというふうに思っております。ただ、そういう軽微なところも、子どもたちの心の中をしっかりと把握した上で、学校と一体になって適切に対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（三浦利通君） さらに質疑ありませんか。

16番小松穂積君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ございませんか。8番安田議員

○8番（安田健次郎君） 通告もしないで申しわけありませんでした。

所管事項は遠慮するっていう取り決めがあったんで、きょうまでちょっと、どこの所管か、どういう条例なんだかよくわからなくて通告しませんでしたけども、若干わからない点がありますので、確認ということと、もう一つ教えていただきたいということで、若干質問させていただきたいと思います。

議案第14号の男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料条例、この条例の中身を見ていたら、第3条の部分で、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況の事情を勘案しと、そういう点で定めるとなってるんだけど、きのうの議論でもありましたように、はじめに、この保育料の中身をもう少し詳しく教えていただきたいということが一つです。

もう一つ、今言った、この同一世帯の状況に応じて保育料を徴収するというふうになると、これもまた結構、現場で被害っていうか、悩みがあるんですよ。いわゆる、特に若いお母さんで離婚してる家庭の中に多いんだけど、子どもの保育料を納めたくともなかなか高くてという声があるんです。で、同一世帯だと、まあ五、六十代の年配の方で所得がある方が、ぎりぎりのボーダーラインの方々がいるわけけども、こういう人方の場合、そっちへこう生活費が、まあ保育料援助すると大変だということで、いわゆる生活保護基準に準ずるような形の世帯、世帯全体がそういう形

になるという現象が起きてるんですよね。普通だと世帯分離して、その子どもの、一人親でも、その人だけでいいはずなのが、今度こっちの方の生計も引っ張り出すということになるとね、同じ屋根の下でね、二家族とも、いわゆる生保に準ずるというかね、低所得者層にかかわっちゃうという現象があるんだけど、その点についての対応はどうかということをお聞かせ願えればなと思います。

それから、介護保険条例は、この間、きのう、おとといで、それぞれの議論は結構あったんだけど、これはあと成案になって条例改正するっていうことだから、変えるという余地はないと思うんだけどね、例えば、きのう、おとといの議論で、この介護保険にかかわる質疑が結構あったと思うんですよね。これらを踏まえて、一定の見直しとか修正とかって今改善する余地があれば、するのかどうかね、この点を確認しておきたいなというふうに思うんです。というのは、きょう議会で決まってしまったことだとすればね、それは執行するわけだけでも、ただ、それはそれで条例に基づいてということと粛々とやるっていうのが行政のあり方だとは思いますが、しかし、きのう、おとといの議論見てもね、これはやっぱり大変だなという問題を認識してると思うんです。そういう点ではね、極力介入していくと、修正していくっていうね、そういう考え方があるのかどうか。これからもう3年間ね、この問題、結構背負わざるを得ないんで、確認しておきたいと思います。

それから、議案第18号と第19号の教育長の関係でね、これちょっとよくわからないんだけど、第18号は男鹿市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例ってあるんだけど、この条文の中で、例えば教育長月額59万8千円とあって、附則第3号、17万2千円の次にね、教育長になって6万円加えると。ここら辺の解釈がよくわからないんで、教育長の給与の扱いってのはどうなるのか教えていただければありがたいなと思います。

同時に第19号になると、時間の問題になるとね、何だか一般職に準ずるような形の勤務体制のようにね、私、勤めた経験が少ないんで、この勤務時間の扱いはまた一般職なのかどうか、ここら辺もうちょっとこう教えていただければな。職員の例によると、この2条中にね、この場合において、条例中、任命権者とあるのは教育委員会、規則とあるのは教育委員会規則、どっちなのかなということよくわからない。ただずらっと見ると、一般職扱いかないと思うんだけど、そうでもないように思

うんで、これできれば、時間もったいないと思うんだけども多少教えていただければと思います。

それから、もう一つ、追加議案のことです。初日に提案されました追加議案、議案第42号ですね。男鹿市敬老祝金の条例を改正する条例ですけれども、これ、昨年いろいろ議論があって、一度撤回した経緯があるわけだけでも、この条文の中、今まで五つの支給区があったわけだけでも、88歳と100歳だけにするという最初の案であったようだけでも、いろんな経緯があって撤回して、さらに再提案したんだけど、この間見たらね、どこ変わったのかなということ。88歳と100歳、この間提案した、ほとんど変わらないんですよ。いや、ちょっと変わったよ、年齢が。88が80にね。そこは違うんだけども、本質的には5カ所、5項目って言うのかな、五つあるのに対してね2カ所に絞るって言った。それがまた、再提案もまた二つに絞ってるということだとね、どこがどうなのかっていう、その真意っていか意味っていかね、五つのやつを二つにして提案してきた過去のこの提案理由っていうのはね、どこ行ったのかっていう気がするんですよ。また同じようなことなんだけどね。この違いはどういう解釈でこういう提案なさるんでしょうか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（三浦利通君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） まずはじめに、保育関係の条例についてご説明申し上げます。

まず、このたびの条例制定の件でございますけれども、27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートすることとなっております。新制度におきましては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の施設型給付ということが創設されまして、認定こども園や幼稚園、保育園等の利用者から、市町村それぞれ利用希望に応じた保護者の方々が認定を受けることが必要になり、保育施設の利用時間についても、保育標準時間と保育短時間の2区分が設けられております。市では、これまでの保育所利用者負担に加えまして、幼稚園利用者の負担の料金設定及び保育所利用者負担については、保育標準時間と保育短時間のそれぞれの料金設定が必要となりますので、関連する条例を制定するというものであります。

保育料の設定についての考え方でございますが、先ほど申しましたように、まず二つ、保育標準時間と保育短時間の2区分について保育料を定めるということ、現行の負担水準を維持するために、国の徴収基準額からの軽減率、階層区分の細分化は引き続き現行と同様のものとする。国の基準同様、世帯の所得の状況の算定基礎を、所得税から市民税所得割へ変更し、所得の水準が同水準となるように調整すると。保育短時間の徴収基準額は、国の徴収基準に基づき、保育標準時間から1.7パーセント減額した金額とするものであります。現行の保育園の場合、保育料は国の徴収基準額表から約25パーセント、平均で減額しておりますけれども、新制度におきましても同様の措置をとるということにしております。

それから、介護保険の関係でございますけれども、私ども今回条例を提案してございますので、その部分についてはご理解をいただきたいと思いますが、一昨日の議論の中で、やはり介護保険料を軽減していくための介護予防の必要性等もいろいろご指摘をいただいておりますので、これについては、今後、より介護予防に力を入れていきたいというふうに思っております。

それから、敬老祝金についてでございますけれども、当初私どもが提案しておりますのは、88歳と100歳の二つにするということで提案してございました。所管の委員会等、ご意見がいろいろございまして、それらを判断して、このたび80歳と100歳に改めたものでございますけれども、この考え方といたしましては、私ども当初から平均寿命等を考慮しながら88歳と100歳の二つにしたわけでございますけれども、このたびの80歳という考え方につきましても、男性の平均寿命が80.21歳であるということ等を考慮しまして、それに委員会等でのご意見を考慮しながら80歳の支給にしたいということで、再度ご提案申し上げたものでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（三浦利通君） 目黒教育次長

【教育次長 目黒重光君 登壇】

○教育次長（目黒重光君） 私からは、議案第18号と第19号についてであります。

本2件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されます。これに伴いまして、議案第18号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例は、4本の条例の

一部改正となります。一つが男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、それから男鹿市職員等の旅費に関する条例の一部改正、それから男鹿市特別職報酬等審議会条例の一部改正、そして男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正となっております。そのほかにも一つ、男鹿市教育長の給与等に関する条例が廃止となります。こちらは、これまで一般職であったものが常勤の特別職になるということで、廃止されるものであります。

また、議案第19号男鹿市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例は、先ほども申し上げましたが、常勤の特別職となる教育長の勤務時間その他の勤務条件の根拠規定を定めるものであります。

施行期日は、いずれも平成27年4月1日となりますが、法の規定により、現在の教育長の任期が終了するまでは経過措置が適用されるので、条例が運用されるのは、平成27年4月1日以降に新教育長になってからということになります。新教育長に移行後は、委員長職が廃止となり、また、教育長は教育委員でなくなり、一般職から常勤の特別職となるものであります。それに関する一部改正等がございますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） 安田議員

○8番（安田健次郎君） ありがとうございます。ただ、最初のね、この保育所の問題、去年、男鹿市では直接関係がないということで、国の法律に基づいて提案されたのを我々賛成したんだけど、全国的に保育所で難儀してるところはね、ほとんどが大変だということで、賛否両論あったわけだけれどもね、ただ、この今さっきちらっとね、ちょっと確認するんだけど、今回変わったのが、所得税から市民税所得割に変更になるっていう答え方したように聞こえたんです。ちょっと耳が悪くてあれなんだけど。だとするとね、これいつから変わったかどうかわからないんだけど、所得税は例えば年収200万円までの所得だと5パーセントですよね。住民税だと10パーセントになるんで、この差が5パーセントの差になるとね、市民税所得割扱いに換算されると高くなっちゃうわけだ、倍額になっちゃうんだね。だからその点はいつ変わって、今度変わったのかと。私、さっきちょっと、耳が悪くて聞こえが悪かったんだけど、その点は今回新たに変えるのかどうか、確認しておきたいと思います。

教育委員会の形は多分、そういうのじゃないかなと思ったんだけど、私、条文解釈

ができなかったんで、ありがとうございます。新教育制度に変わったというのはわかりました。

最後の追加議案の問題ね、平均寿命が80歳を超えたということから、そこら辺であれば77歳がなくてもちょっと我慢すればっていうことなんだけれども、ある意味一理あるように思うんだけど、議会側から見るとね、さっき答えの中で、議会の意向もっていうふうなニュアンスの答え方したようなんだけど、いわば議会の方でいろいろもんで、この程度ならいいということの判断をして、8歳だけ年齢下げてきたのか。それとも、市長が12月からずっとこの提案してきた言い方とすればね、要は、行政改革の名のもとでやるということ行政改革に載ってあったわけだから、そのことでやろうとしたのだとすればね、何もこの年、そんなに8歳下げたか上げたかかって、お金の額にはそんなに変わらないんだけど、それが1回取り下げたり、議会に対してだよ、取り下げたり、また追加提案するっていうあり方の理由がね、該当するのかどうかっていうことだ。政治姿勢の問題なんだね確認したいんですけど、そこら辺はどうなんですか。何ら悔いもない、皆さんの意向を聞いてやっていうことで確認してよろしいですか。

○議長（三浦利通君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） お答えいたします。

まず、保育料の関係でございますが、これは来年度、要するに新制度になってからということで、来年度から世帯の所得の状況の算定基礎を、取得税から市民税の所得割へ変更するという事になってますが、私ども、できるだけ変更になっても現行の負担水準が変わらないように階層区分の方を調整してございますので、それほど現行と負担水準は変わらないものと考えてございます。

それから、敬老祝金の条例でございますけれども、先ほども申しあげましたように、私ども当初、行政改革大綱にも基づきまして、今の平均寿命等を考慮して88歳と100歳というような形で提案させていただきましたけれども、委員会の中でさまざまご意見がございました。そのご意見を踏まえながら、最終的に市の方で判断をしまして、男性の平均寿命が80.21歳であるということから、このたび80歳ということで再提案させていただいておりますので、よろしく願います。

○議長（三浦利通君） さらに。安田議員。

○8番（安田健次郎君） ごめん、もうちょっとだけ。

追加議案のことについては、また委員会で議論があるんだろうと思うんで控えますけども、今ちょっとまたね、保育所のことで、来年度から算定基準の基礎になるものが変わるということで、私は倍になるっていう心配してたんだけども、でも今のお答えだと、先回だと、いわゆる25パーセント引き下げの分の配慮っていうのは欠かさないで、現行と変わらないようになって、絶対変わらないっていう答えはしてないんだけどもね、そんなに変わらないような形で配慮するというのは、そこいじくることができるかどうかね。いわゆる、法律的には市民税所得割額扱いの基準でやらざるを得ないと思うんだけども、そこは引き下げっていうか、その基準をランク下げることができるのかどうか。それとも、もう一つは、いわゆる25パーセント軽減しているやつを26パーセント引き下げて同等にして扱うのかね、そこら辺、今の答え方だけ、言葉じりだけとらえて言うわけではないんだけども、要は変わらなければいいんだけども、変わらないようになっていう答え方をしたんだけどもね、そういういじくり方がもし後で、いや、それできないということで厚生労働省から怒られたりすれば困るんだけども、そういうことはないっていうことなんでしょう。大丈夫。今の保育料のあり方っていうのは、何とでも市の中で軽減措置とれるっていうことで確認してよろしいですか。

○議長（三浦利通君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） お答えいたします。

この保育料につきましては、市の方で、今のところ、法律上、条例にもありますけれども、政令で定める額を限度として市町村が定めますので、それは可能となっております。

○8番（安田健次郎君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（三浦利通君） 8番安田健次郎君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。10番吉田議員

○10番（吉田清孝君） 通告しなくて本当申しわけなかったです。

議案第25号新市建設計画の変更について、お尋ねいたします。

10年間こういう形でという部分で、今こう感じた中で、こういう変更案が出てきますと、例えば議案書の59ページでありますけれども、新市建設計画、自然・文化・食を大切に作る観光交流都市と、なまはげの心を全国へと、これは変わってなく、こういう形で5年間延ばすと。一方においては、男鹿市総合計画が観光、教育云々という部分があるわけですが、市では新市建設計画と総合計画の二つがある部分で、我々どういうふうにとめていいのかなという部分をちょっと今率直に感じましたので、その点についてお尋ねいたします。

それから、62ページで、財政計画につきまして、例えばこれ見てみますと、非常に、過去10年の部分で今の26年度を比較したときに、地方税が7億円近く計画と違うわけですが、それは何であったのかなと。逆に言うと、大きい面ですよ、まず、逆に言うと、人件費が6億円近い違いがあると。そしてまた、平成31年までいくと、そんなに減らない、24億円と。最初のその計画の中では、26年度の時点で、あともう20億円の人件費ですよという部分で、非常にこう、平成31年の人件費がこういう形で計画されて大丈夫なのかなということを率直に感じたわけでありまして、そのあたりは、行政改革等々に基づく財政計画なのかあれですが、そういう人件費については、いや、言葉あれですが、この程度ですよというふうにとめていいのかなという部分。そこも一つお答え願いたいなと。

そして、物件費です。物件費につきましても、倍近くっていうか、約6億円近く、非常に10年の新市建設計画と現状が違いすぎてると。こういうことをまず、何が違ってどうなのかなという部分で、違いすぎてる部分でちょっと明らかにしていただきたいなという部分で、非常に地方債だとかそういう部分での見通しってというのは意外とあれですが、近い部分あるわけですが、余りにも地方税とか人件費、物件費の違い、扶助費の違いは大体私も理解できるんですけど、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三浦利通君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） お答えいたします。

まず、総合計画と新市建設計画の関連でございます。

新市建設計画を包括した形で総合計画を平成22年の12月に策定しておりますの

で、内容については、新市建設計画の中身を網羅した形でなっている状況でございます。

それと、税の関係ですけれども、税に関しては、合併当時策定した計画と比較して落ちてきてるわけですが、これは国有資産等所在市交付金等の見直し、制度の見直し等で減額してきてること、あるいは、政権交代2回ほどしております、いろんな面で変わってきてるような状況がございます。

それから、人件費に関しましては、当初計画してた削減額から見ると6億円ほど差があるということですが、削減の人数からしますと、ほぼ計画どおりで、117人の削減に対して118人削減しております。

6億円の差が出た理由でございますけれども、団塊の世代の退職が非常にふえたということで、共済の掛け金等の比率が変わったり、そういったことがございまして、それが主な要因として差が出たというふうな状況でございます。

それから、物件費につきましては、26年度を基準にして試算しております。

26年度を基準として、年0.5パーセントの減を見込んでおります。29年度の消費税アップ2パーセント、これについては、削除、対象として試算しております。

あと大きなところでは、公債費でございますけれども、これは、今、行政改革大綱の中で限度額10億円、この後8億円というふうに抑制していきますので、それによって縮減を図るというふうな計画にしております。

それから、この後の定員管理の計画でございますけれども、退職者数、採用予定者数、再任用予定者数をもとに推計しております、平成29年、30年度が、前年度から増となっております、これは再任用予定者がふえてくるということで試算しているところでございます。

以上でございます。

○議長（三浦利通君） 10番吉田議員

○10番（吉田清孝君） 男鹿市総合計画と二つというか、今度、後期計画の新市建設計画と、どちらがどうだかっていったときに、やっぱり男鹿市総合計画に総括されてるようなご答弁に私受けとめましたけれども、私ちょっと今感じたことが、二つというか、ちょっと違う考え方で二つこう計画があるのはちょっと、いや、同じですよと、市長がかわられて、観光ね、さっき言ったようなことで、そうすると今ここで

も、はっきり言って、今の総合計画にはなまはげの心を全国にだとかって、そういうこともないわけで、極めてね、その部分で、二つあっても構わないということで理解してよろしいですか。答弁は簡単でいいですよ。

例えば、人件費が当初の部分で、26年度で20億円を予定したのが、平成31年においても24億円だと。そうすると、団塊の世代じゃなくて65歳までのその定年延長という形での計算で、こういうふうになるのかなという部分と、こういう形で、当初の百十何人を減じるという部分のこの計画だったと思うんですよ、20億円っていうのがね。そうすると、24億円っていうのはこうだと。そういう人件費の20億円の部分との中で、こういう計画をしていかなければ、将来的に男鹿市が大変ですよということで計画を示されていたように私は受けとめてるんですけども、私、ここで一つ、財政計画の中で人件費、そういう定年延長のことがあるかもしれないけども、こういう形でいいのかなという、もっともっと行政改革をしなければいけない、平成31年のそこに向けていかなきゃいけない要素があるのではないかなという部分が一つ。そして、物件費というのが、当初の12億円から20億円、今の計画が21億円といった部分で、物件費が、私よくわからんけども、節約なのか何なのかよ、その部分でこれだけっていうか、こういう形で将来のあるべき姿が、こういう形で男鹿市が成り立っていくのかなという、この今の2点についてお答え願いたいというふうに思います。

○議長（三浦利通君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） お答えいたします。

まず、計画に関してでございますけれども、現在の新市建設計画に関しましては、合併特例法に基づく計画となっております。それから、総合計画につきましては地方自治法に基づくということで、両方の計画は存在するものと考えております。

それから、人件費の件ですけれども、これは先ほども申し上げましたとおり、再任用、定年延長というよりも再任用制度を見込んでの推計でございます。もっと減らすべきというふうなご指摘だったと思いますけれども、非常に削減してきて、かなり業務もふえてきている状況でございますので、この辺については、この後の行政改革大綱、さらに見直しをしながら適正な定員管理計画を立てていかなければならないとい

うことで、当面この27年度以降については、ほぼ横ばいというふうな形で試算をいたしております。

それから、物件費に関しましては、いろいろ決算統計上、分類が変わってきたりしております。例えば、除雪費に関しては維持補修費等に分類されたりしております。そういう点でも若干ふえてきてるということ、それから、消費税のアップとかによっても上昇してるという傾向がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（三浦利通君） 10番吉田議員

○10番（吉田清孝君） わかりました。私、人件費を減らすべきとかでなくてね、そういう考え方でないんですよ。いわゆる行政のあり方の中で、これであれなのかなという、将来的な組織機構だとかよ、そういう部分で、結果減らすべきだと受けとめたのか知らんけども、私はそこを断定的に言ったつもりはありませんので、そこを申し添えて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三浦利通君） 10番吉田議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第9号から第30号まで及び第42号については、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の付託

○議長（三浦利通君） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第3号から第8号まで及び第31号から第41号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号から第8号まで及び第31号から第41号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第3 請願第4号から第6号までを一括上程、委員会付託

○議長（三浦利通君） 日程第3、請願第4号から第6号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

請願第4号 TPP交渉に関する請願

請願第5号 米価対策の意見書を求める請願

請願第6号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願

○議長（吉田清孝君） 本3件は、会議規則第133条第1項の規定により、産業建設委員会に付託いたします。

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（三浦利通君） お諮りいたします。明日6日から17日までは議事の都合により休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、明日6日から17日までは議事の都合により休会とし、3月18日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時01分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第 9号 男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 男鹿市若美文化交流館条例を廃止する条例について
- 議案第11号 男鹿市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例及び男鹿市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 新市建設計画の変更について
- 議案第26号 男鹿市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第27号 若美歴史学習交流館の指定管理者の指定について

教育厚生委員会

- 議案第14号 男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料条例の制定について
- 議案第15号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 男鹿市指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例について
- 議案第19号 男鹿市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 議案第20号 男鹿市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について

議案第 2 1 号 男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2 2 号 男鹿市男鹿北中学校屋外運動場照明施設使用条例を廃止する条例について

産業建設委員会

議案第 2 3 号 男鹿市宮住宅条例の一部を改正する条例について

議案第 2 4 号 男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 2 8 号 男鹿市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について

議案第 2 9 号 市道の廃止について

議案第 3 0 号 市道の認定について

予算特別委員会

議案第 3 号 平成 2 6 年度男鹿市一般会計補正予算（第 7 号）について

議案第 4 号 平成 2 6 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

議案第 5 号 平成 2 6 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 6 号 平成 2 6 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 7 号 平成 2 6 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 8 号 平成 2 6 年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

議案第 3 1 号 平成 2 7 年度男鹿市一般会計予算について

議案第 3 2 号 平成 2 7 年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について

議案第 3 3 号 平成 2 7 年度男鹿市診療所特別会計予算について

議案第 3 4 号 平成 2 7 年度男鹿市介護保険特別会計予算について

議案第 3 5 号 平成 2 7 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 3 6 号 平成 2 7 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について

議案第 3 7 号 平成 2 7 年度男鹿市上水道事業会計予算について

- 議案第 38 号 平成 27 年度男鹿市ガス事業会計予算について
- 議案第 39 号 平成 27 年度男鹿市下水道事業会計予算について
- 議案第 40 号 平成 27 年度男鹿市農業集落排水事業会計予算について
- 議案第 41 号 平成 27 年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算について

